

勤務時間・休暇適用一覧表

項目	正社員	期間雇用社員
勤務時間	1日について原則として8時間、4週間について1週平均40時間	○月給制契約社員 1日について6時間以上8時間以内、4週間について1週平均40時間、35時間又は30時間 ○時給制契約社員 1日について8時間以内、4週間について1週平均40時間
休憩時間	4時間について15分を勤務の途中に付与	正社員と同じ (正規の勤務時間が2時間未満の場合は付与しない)
休憩時間	正規の勤務時間が6時間を超える場合は45分 8時間を超える場合は1時間 を正規の勤務時間の途中に付与	正規の勤務時間が6時間を超える場合は45分 8時間を超える場合は1時間 を正規の勤務時間の途中に付与 (6時間以下の場合には必要に応じて最小限度の休憩時間を設けることができる)
週休日	日曜日。ただし、業務上これにより難いときは、毎週1日の週休日又は4週間を通じ4日の週休日を指定	正社員と同じ
非番日	4週間につき4日を指定	正規の勤務時間を割り振られた日及び週休日以外
祝日	当日は勤務することを命じられている社員のほかは勤務を要しない	○月給制の社員 正社員と同じ ○時給制の社員 祝日に勤務を命じられた社員は、勤務しなければならない
祝日代休	祝日において正規の勤務時間の全部を勤務した社員が希望する場合であって、所属長が業務に支障がないと認めた場合は、勤務した翌日から起算して3か月以内(1/1及び12/23に係る祝日については直近の6月末まで)に付与	付与しない
代休日	祝日に週休日を指定した場合、当該祝日の属する月から起算して3か月以内に付与	○月給制の社員 正社員と同じ ○時給制の社員 付与しない
年次有給休暇	発給日:4月1日 数1年度20日(4/1在職者) 日の範囲	発給日:採用日から6か月後の応当日 発給日数:1年度最高20日(1年間の勤務を要する日数及び勤続年数により決定する) 時間単位:年間5日の範囲
感染予防法による交通遮断又は隔離 風水震災火災その他非常災害による交通遮断 風水震災火災その他非常災害による社員の現住居の滅失又は破壊 その他交通機関の事故等の原因により出勤不可能な場合 骨髄移植のための登録又は骨髄液の提供に伴う必要な検査・入院等の場合 社員が自発的に、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合 証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署への出頭 選挙権その他公民としての権利の行使 事務又は事業の運営上の必要に基づく業務の全部又は一部の停止 勤務能率の発揮又は増進のため、会社が実施する行事等への参加 忌引	その都度所属長において必要と認める期間	正社員と同じ
	その都度所属長において必要と認める期間	正社員と同じ
	1週間の範囲内で、その都度所属長において必要と認める期間	正社員と同じ
	その都度所属長において必要と認める期間	正社員と同じ
	その都度所属長において必要と認める期間	正社員と同じ(ただし無給)
	1年度において5日の範囲内で、その都度所属長において必要と認める期間	正社員と同じ(ただし無給)
	その都度所属長において必要と認める期間	正社員と同じ
	その都度所属長において必要と認める期間	正社員と同じ
	その都度所属長において必要と認める期間	正社員と同じ
	その都度所属長において必要と認める期間	付与しない
	下表に規程する日数の範囲内において、社員の請求する期間	正社員と同じ

特 別 休 暇	女性社員の分娩	○産前(妊娠4か月以上の分娩に限る) 自然出産予定日から起算して6週間(多胎は14週間)以内の期間において、女性社員の請求する期間 ○産後 分娩の日の翌日から起算して8週間以内の期間において女性社員の請求する期間(6週間までには就労禁止)	正社員と同じ(ただし無給)
	育児時間	子が1歳に達するまで1日2回それぞれ45分	子が1歳に達するまで1日2回それぞれ少なくとも30分(ただし無給)
	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する社員が、その子を看護する場合	1年度において、社員の請求する継続又は分割した5日以内の期間	正社員と同じ(ただし無給)
	年始(旧郵便事業会社社員)	1月1日から翌年1月3日までの期間(週休日、非番日及び祝日を除く)において、所属長が業務に差し支えないと認めた継続又は分割した期間	付与しない
	年末年始(旧郵便局会社社員等)	12月31日から翌年1月3日までの期間(週休日、非番日及び祝日を除く)において、所属長が業務に差し支えないと認めた継続又は分割した期間	付与しない
	父母の祭日	父母の死亡後15年以内において、最小限度所属長が必要と認める期間	付与しない
	社員の結婚	5日間の範囲内において、社員の請求する期間	付与しない
	社員の配偶者の出産	入院等の日から当該出産日後2週間を経過するまでの間において、社員の請求する継続又は分割した2日以内の期間	付与しない
	夏期における休養等の場合	6月1日から9月30日までの期間において、暦日3日(在職日が6/1は3日、7/2は2日、8/1は1日)	付与しない
	冬期における休養等の場合	○旧郵便事業会社社員 10月1日から翌年3月31日までの期間において 暦日3日 ○旧郵便局会社社員 10月1日から翌年3月31日までの期間において 暦日2日	付与しない
病気休暇	医師の証明等に基づき、最小限度所属長が必要と認める期間(上限日数及び有給・無給の別は事由に応じて異なる)	正社員と同じ(ただし無給) ※私傷病は1年度において10日以内	
代替休暇(旧郵便局会社社員等)	直近の6月末までの期間において、社員の請求により、所属長が業務に差し支えないと認めた日に付与	付与しない	
無 給 の 休 暇	公職に立候補する場合	選挙の立候補を届け出た日から当該選挙の投票日の前日までの期間において、社員の請求する期間	正社員と同じ
	現住居の倒壊等のおそれがあり、除雪作業に従事する場合	12月1日から翌年3月31日までの期間において2日の範囲内で、所属長が業務に支障がないと認めた期間	付与しない
	要介護者の介護等を行う場合	1年度において、社員の請求する継続又は分割した5日以内の期間	正社員と同じ
育児休業	子が3歳に達するまで(無給)	子が1歳に達するまで(無給) ※ 場合によって1歳6か月まで可	
介護休業	連続する6か月の期間の範囲内(無給)	連続する93日の期間の範囲内(無給)	

※詳細等については、各局の担当者に確認してください。